

I 基本方針の目的

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることをふまえ、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関する基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）より抜粋

（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

（いじめの禁止） 児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

- ①保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ②保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。
- ③保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

II いじめの防止に関する対策

1 いじめの防止に関する校内組織について

○既に設置されている「いじめ・不登校対策委員会」を活用する。

2 いじめ防止に対する校内組織の任務

①いじめ・不登校対策委員会は、いじめ防止に関する全体計画と年間指導計画を策定する。

その際以下の点に留意する。

○運営委員会、生活指導推進委員会、特別支援教育推進委員会等との適切な連携を図る。

○児童会やPTAとの連携を意識するとともに、児童の自治的な活動を適切に配置する。

○全教科・全領域での学習や取組を図る。

②会議の招集

いじめの疑いがあることを察知した場合は、すみやかに「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、緊急職員会議・調査の実施など、対応についての方針をとりまとめる。

③記録化の促進

いじめを把握した場合、個別の児童の状況について時系列で記録化する。また、集積した情報が全教職員に共有化されるよう、出来る限り早期に会議の招集や情報の提供を行う。

④職員研修の実施

いじめ問題に対する教職員の資質向上や、児童との信頼関係の構築に資する研修を定期的かつ系統的に実施する。

⑤相談窓口の設置

いじめ問題に対応するための相談窓口を教頭とし、常設する。PTA等の機会を利用して、保護者にもその旨を知らせる。

2 いじめの予防に関する取組について

①年間指導計画に基づき、道徳や学活の時間にいじめ問題をテーマとした学習を計画的に実施する。

②各時間の授業において、いじめの兆候がないかどうかを常に観察し、情報交換を行う。

③各教科の学習内容において、人権問題やいじめ問題との関連性が想定される領域や分野を活用し、日常的な指導を重ねる。

④休み時間や昼休み等の時間に、組織的に校内を巡回し、いじめにつながる行動がないかをきめ細かく観察する。

⑤インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

3 いじめの早期発見に関する取組について

①児童の実態把握について

○児童の実態を適切に把握するために、以下のことに取り組む。

・アンケート調査の実施（学期1回程度＋α）

・学級の話し合いや二者面談を通した振り返りの実施（年間2回程度）

②帰りの会が日々の生活の振り返りの場として有効に位置づくよう持ち方を工夫する。

③休み時間や昼休み等の時間に、組織的に校内を巡回し、いじめにつながる行動がないかを観察する。

4 啓発活動について

- ①各種通信を利用して、適時、いじめ問題に関する内容を掲載する。
- ②PTA 研修部と連携して、いじめ防止に関する学習の機会を設定する。
(各学期末の懇談や夏季休業中の人権研修を活用する。)
- ③HP 等を通して、いじめ防止に関する取組や学習の成果と課題等を掲載する。

5 関係機関等との連携について

- ①校区内の小学校・中学校と定期的に情報交換する等、ブロック体制でのいじめの防止に取り組む。
- ②学校評議員会の中に、いじめ問題について協議する項目を設定する。その際に、学校評価をふまえた適切な資料が提供できるようにする。
- ③学校評議員会に、学校のいじめに対する取り組みの状況を提示し、意見をもらう。

III いじめに対する措置について

校長及び教員は、在籍する児童がいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童等に対して懲戒を加える。

○校長の指示のもと、組織的な指導を行う。

○該当児童の保護者に対して、事実関係と指導の経過を速やかに知らせ、家庭での指導を要請する。

また、被害児童の意向や状況等を踏まえ、別室登校又は出席停止等の措置があり得る旨を伝える。

○インターネットを通じていじめが行われた場合において、いじめを受けた児童又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めるよう助言する。

IV 重大事態への対応

いじめに関する重大事態が発生した場合には、教育委員会に重大事態が発生した旨を速やかに報告するとともに、市教委の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

学校が調査主体の場合

調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

②事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時、適切な方法で、経過報告)。
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。

④調査結果を学校の設置者に報告

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

学校の設置者が調査主体の場合

調査に協力する。

いじめ防止の年間指導計画

月	年間指導計画	教職員研修等
4月	仲間づくり お迎え遠足	第1回研修会 (年度始めの打合せ、取組の確認)
5月	面談 相撲集会・相撲大会	職員会議等による情報交換 校内いじめ・不登校対策委員会
6月	児童会の取組(仲間づくり) プール開き	
7月	人権学習 アンケート調査1回目+面談 教育キャンプ(5・6年生)	校内いじめ・不登校対策委員会 第2回研修会(同和問題研修会) (1学期の振り返りと2学期の準備)
8月	平和学習、教育キャンプ(5・6年生)	
9月	運動会練習 運動会	
10月	面談	校内いじめ・不登校対策委員会
11月	人権学習 社会見学	第3回研修会(同和問題研修会) (2学期の振り返りと3学期の準備)
12月	市音楽会 アンケート調査2回目+面談	校内いじめ・不登校対策委員会
1月		
2月	児童会(卒業式の取組) アンケート調査3回目+面談	第4回研修会 (1年間の振り返りと次年度の準備) 校内いじめ・不登校対策委員会
3月	卒業式、修了式	